

決定事項

実施状況と今後の見通し

① 時短促進のための省力化、環境対応、流通業対策等中小企業が必要とする構造改革を支援するため、政府関係中小企業金融機関及び中小企業体質強化資金助成制度を通じた低利資金の融資制度を設ける等の措置を講ずる。

② 中小企業の省力化、合理化関連等の設備投資を促進するため、中小企業の高度化、環境にも配慮したエネルギーの有効利用等に資する設備を、投資促進税制の対象に追加する。

③ 中小企業事業団の高度化融資事業を前倒して実施する。

④ 中小食料品小売業者等の流通の改善、農林漁業金融の円滑化等を図るため、農林漁業金融公庫の低利融資制度の延長等を行う。

(3) 下請企業対策

下請取引オンライン・ネットワークシステムによる全国規模のあっせんの開始等下請取引あっせんの強化を行う。

6. 雇用対策

雇用動向についての情報の収集、分析を迅速かつ的確に行うとともに、失業を伴わない労働移動の円滑化を図り、併せて、雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準の緩和に係る暫定措置を設け、業種指定を機動的に行うことにより、事業転換や能力向上のための教育訓練、出向、一時休業による雇用維持を図る。

・時短促進のための省力化などの構造改革を支援するための低利融資制度の創設等を準備中。

・設備投資を促進するための税制上の措置として3税制について合計130設備を新たな対象としており(4(1)参照)、特に中小企業固有の設備としては以下のとおり67設備を新たに追加した(9月28日告示、10月1日施行)。

中小企業新技術体化投資促進税制 45設備

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 22設備

・手引書を作成し、マスコミ及び業界団体に対して配布するなど、制度の利用促進のため積極的なPR活動を実施した(9月28日)。

・また、今後四半期毎に実際の利用状況及び付随投資額を把握するため、関係省庁、団体等にその協力を要請した(9月28日)。

・各都道府県に対し、高度化融資事業の前倒しのため、高度化事業計画の診断の早期実施、事業実施主体である組合に対する工事の前倒し着工の指導等を行うよう要請した。

・中小食料品小売業者等の流通の改善のための卸売施設等に対する農林漁業金融公庫の低利融資制度の延長等を図るための措置について準備中。

・下請取引あっせんの強化を図るため、下請取引オンライン・ネットワークシステムの稼働に向けて準備中(10月16日開始予定)。

・雇用動向についての情報を収集し分析するため、業種別の雇用動向について業界団体から(8、9月)、また、地域別の雇用動向について各都道府県が当該地域の主要業種の業界団体から(8月)ヒアリングを実施した。今後も随時、業種別、地域別の雇用動向のヒアリングを実施する予定。

・雇用調整助成金の業種指定基準を改正し、10月1日から1年間の暫定措置として、指定要件のうち雇用量に係る要件を前年同期比で「概ね5%以上減少」から「増加していない」に緩和した。この措置により、新たに10業種を対象業種として指定した(10月1

決定事項

実施状況と今後の見通し

7. 生活ニーズの多様化への対応

(1) 民生分野を中心とした新規需要の開拓

民生分野を中心とした新規需要の開拓に向け、最新の技術動向（例 マルチメディア技術、革新的合繊技術）を踏まえた製品、システムや新しいライフスタイルに対応した製品、サービスに係る潜在的ニーズの探究や将来展望の検討を行う。

日）。

・民生分野を中心とした新規需要の開拓に向け、「モノ作りのこれからの語る懇談会」をはじめ各種研究会、懇談会を開催中。

(2) 利用者の立場に立った行政の情報化等

利用者の立場に立った行政情報システムの整備等を目指し、国、地方公共団体等の情報関連機器の導入等を促進するため、各省庁会議等の機会を通じた情報化投資の促進の呼びかけ等を行う。

・「行政情報システム各省庁連絡会議」を開催し、総務庁より各省庁に対し、本年度予算の早期執行と庁費等情報関連支出の確保を要請した（9月8日）。

(3) 消費者信用の適切な活用

支払期限に係る条件の緩和等消費者信用の適切な活用策について早急に検討し、可能なものから速やかに実施する。

・通商産業省から、クレジット業界、百貨店業界及び通信販売業界に対し具体的な検討を要請した。これを受け、一部の会社で手数料のかからない一括払いの期限の延長や分割払いに係る手数料の無料化を実施した。

(4) 集客努力による購買意欲の喚起

流通業の活性化、各種イベントの積極的活用等を通じて購買意欲の喚起を図る。

・「ジャパンエキスポ」制度を活用した地方博の開催を促進し、その高い集客力により購買意欲の喚起を図る。

8. 輸入の促進

(1) 外貿ターミナル等輸入インフラの整備を推進するとともに、輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）の整備を促進する。また、これに関連して総合保税地域制度の積極的な活用を図る。

・輸入インフラや輸入促進地域の整備のため、追加的財政措置を検討中。
 ・輸入促進地域に関心を持つ地方公共団体に対するヒアリングを実施したほか、平成4年度の地域輸入促進計画の作成地域の選定について主務4省（通商産業省、運輸省、農林水産省、自治省）で調整中。また、大蔵省において、総合保税地域制度の活用を促進するとの観点から、地域輸入促進計画の内容について地方公共団体等に対して助言等を行っている。

決定事項	実施状況と今後の見通し
<p>(2) 外国企業の対日輸出努力を支援するためのビジネス・サポーター・センターを設置する等日本貿易振興会の輸入促進機能の強化を図る。</p> <p>(3) 一層の輸入促進を図るための特別の措置として、日本開発銀行等の輸入体制整備融資及び日本輸出入銀行の製品輸入金融の金利の引下げを図る等輸入促進のための政策金融を拡充する。</p> <p>(4) 政府の施設等の整備に係る政府調達において、外国製品の輸入が行われるよう配慮する。</p> <p>(5) 市場アクセスの改善を図る観点から、OTTOの活動の充実を図る。</p>	<p>・ビジネス・サポーター・センターの設置等のため、追加的財政措置を検討中。</p> <p>・ビジネス・サポーター・センターの本年度中の開設を目指し、通商産業省と日本貿易振興会（JETRO）において検討中。</p> <p>・日本開発銀行、日本輸出入銀行等の貸出金利引下げを準備中。このため、日本開発銀行については出資金追加に係る日本開発銀行法の一部を改正する法律を次期国会に提出すべく準備中。</p> <p>・日本輸出入銀行の製品輸入金融について、その拡充のための運用改善を実施した（10月1日）。</p> <p>・研究施設等の整備に伴う追加的財政措置を検討する際、外国製品調達が行われるよう配慮している。</p> <p>・OTTO諮問会議において、我が国の基準・認証制度等に関する問題の所在を明確化し、必要な対応を意見として平成5年3月末を目途に報告書としてとりまとめること、このためにOTTO諮問会議専門家会議を開催すること等をOTTO本部会合で決定し（9月21日）、第1回専門家会議を開催した（9月30日）。</p>
<p>9. 金融システムの安定性の確保</p> <p>金融機関に対し、従来以上の徹底した合理化努力を前提としつつ、金融システムの安定性の確保と資金の円滑な供給を図るべく金融機関自身が総力を挙げて取り組むよう要請するとともに、政府としても、以下のような対策を講ずることとする。</p> <p>(1) 金融機関の不良資産問題</p> <p>① 民間金融機関の協調による、担保不動産の流動化のための方策の検討を急ぎ、遅くとも年内に具体的成案を得る。</p> <p>② 金融をとりまく環境の変化を踏まえ、金融機関の不良資産の迅速かつ的確な処理が図れるよう、税務上の取扱いについて実態に即した運用を行うとともに、国税当局の審理体制を整備する。</p>	<p>・年内のできるだけ早い時期にまとめるよう金融界において現在、鋭意検討中。</p> <p>・ノンバンク等の再建支援措置に係る税務上の取扱いについての事前照会を迅速かつ的確に処理するため、国税庁にプロジェクトチームを設ける等審理体制を整備した（9月8日）。</p>

決定事項

実施状況と今後の見通し

- ③ 金融制度調査会における不良資産額の積極的な開示・公表の検討を踏まえ、本年度決算期より各金融機関が不良資産額のディスクロージャーを実施することを期待する。なお、今中間決算時点での不良資産額については、その概況を本年3月末時点と同様に取りまとめ、公表する。
- ④ 住宅金融専門会社、ノンバンク等の個別問題については、その処理方針の早期確定と計画的・段階的処理に向けての関係者の一層の努力を要請する。

(2) 金融機関の融資対応力の確保

金融機関の融資対応力を確保し、資金の円滑な供給を図り、貸し渋りという事態が生じることのないよう、以下のような対策を講ずる。なお、これらの措置により、平成5年3月末のBIS自己資本比率最終基準（8%以上）への対応が可能となるものと考えられる。

- ① 永久劣後債及び強制転換権付劣後転換社債などの導入が行われているところであるが、今後とも、永久劣後ローンなどの新たな自己資本充実手段の拡充を図る。
- ② 債権の流動化の手段について、新たに信託方式を活用するなど一層の多様化に努める。

(3) 金融制度改革の実施

金融機関が自主的な判断に基づき選択した経営路線に従って、経営上の創意工夫を発揮し、自らの特性をいかしつつ、金融環境の変化に対応した業務の展開を行えるよう、先般成立した金融制度改革法の着実かつ円滑な実施を図る。

10. 証券市場の活性化等

証券市場が企業の長期資金の調達及び国民の資産形成の場として本来の機能を果たせるよう、安定的で活力ある市場の確立に向けて、以下のような株式運用規制の緩和等の対策を講じ、個人及び機関投資家等の株式市場への参加を促進する。

・不良債権につき、その実態に応じた償却が可能となるよう、債権償却特別勘定の設定について通達を発出した（9月18日）。

・10月下旬には今中間決算時点での不良資産額の概況を発表する予定。

・要請済。

・9月末に最初の永久劣後ローンが実行された。

・債権流動化のための信託方式についての通達を10月以降に発出する予定。

・現在、平成5年4月頃を目途として法律を施行すべく、政省令の制定作業等を進めている。

決 定 事 項	実 施 状 況 と 今 後 の 見 通 し						
<p>(1) 株式運用規制の見直し</p> <p>① 公的資金（郵貯、簡保等）による簡易保険福祉事業団等を通じる単独運用指定金銭信託（指定単）への運用について、その株式組入れ比率の制限を設けない新たな指定単を設けるとともに、財政投融资計画の資金運用事業の資金に1兆1,200億円の追加を行う。</p> <p>これに4年度財政投融资計画に資金運用事業として計上されている分から設定されるものを併せ、新たな指定単へ運用される額は2兆8,200億円となる。</p> <p>② 貸付信託の運用対象に株式を追加する。</p> <p>③ 実績配当型金銭信託（株式組入れ限度20%）の創設を早期に実現する。</p> <p>(2) 政府保有株式の売却の凍結等</p> <p>日本電信電話株式会社株式について、平成4年度と平成5年度の2年間、売却を凍結する。また、東日本旅客鉄道株式会社株式及び日本たばこ産業株式会社株式については、平成4年度は売却を見送る。</p> <p>(3) 個人投資家の長期的で安定的な株式投資の促進</p> <p>① 個人投資家の長期的で安定的な株式保有を促進するため、長期保有に適した株式投資信託の商品開発等を推進する。</p> <p>② 従業員持株制度の一層の促進を図るため、制度運用を弾力化する。</p> <p>③ 株式の投資単位の引下げを促進するため、発行企業に対し単位のくくり直しや株式分割を要請するとともに、株式累積投資制度等単位株未達の株式投資が可能となるような方策を速やかに検討する。</p> <p>④ 本年4月に実施された利益配分ルール等を踏まえつつ、発行企業に対し引き続き</p>	<p>・9月末までに、4年度財政投融资計画に資金運用事業として計上されている分から、簡易保険福祉事業団等を通じ、株式組入れ比率の制限を設けない新たな指定単により、以下のとおり合計1兆7,000億円の運用が開始されている。</p> <table border="0" data-bbox="1153 614 1904 726"> <tr> <td>簡易保険福祉事業団を通じるもの（郵貯、簡保）</td> <td>13,500億円</td> </tr> <tr> <td>年金福祉事業団を通じるもの（年金）</td> <td>3,500億円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>17,000億円</td> </tr> </table> <p>・上記に加えて、新たな指定単へ運用するため、財政投融资計画の資金運用事業に1兆1,200億円を今後新規に追加することとしている。</p> <p>・貸付信託の運用対象に株式を追加する通達を発出した（9月7日）。</p> <p>・実績配当型金銭信託については、信託各行が11月上旬～中旬の創設を予定している。</p> <p>・日本電信電話株式会社株式について、平成4年度と平成5年度の2年間、売却を凍結することとした（8月25日）。</p> <p>・東日本旅客鉄道株式会社株式及び日本たばこ産業株式会社株式についても平成4年度の売却を見送ることとした（8月28日）。</p> <p>・長期保有に適した新商品の開発については、現在、業界統一商品として（社）証券投資信託協会で検討中。</p> <p>・その他の長期保有を促進するための工夫については、現在、各社において検討中。</p> <p>・現在、具体的な弾力化方法につき鋭意検討中。</p> <p>・東京証券取引所において、大幅な株式分割等により株式投資者層の拡大等に貢献していると認められる上場会社を表彰する制度を創設し、第1回目の表彰を9月14日に実施した。</p> <p>・大蔵省から、（社）経済団体連合会の資本対策委員会等の場において企業に対し要請している。</p> <p>・現在、株式累積投資の実施に向け、具体的な商品設計等について検討中。</p> <p>・大蔵省から、（社）経済団体連合会の資本対策委員会等の場において企業に対し要請し</p>	簡易保険福祉事業団を通じるもの（郵貯、簡保）	13,500億円	年金福祉事業団を通じるもの（年金）	3,500億円	合 計	17,000億円
簡易保険福祉事業団を通じるもの（郵貯、簡保）	13,500億円						
年金福祉事業団を通じるもの（年金）	3,500億円						
合 計	17,000億円						

決定事項

実施状況と今後の見通し

配当性向の引上げ等を要請する。

(4) 企業の資金調達環境の整備

- ① 社債発行限度規制の撤廃、受託制度の見直し等を柱とする社債関連法の改正法案を次期通常国会に提出すべく検討を進める等引き続き社債市場における諸規制、諸慣行の見直し、撤廃を図る。
- ② 公正で円滑な株式公開の仕組みを確保するため、東京証券取引所、日本証券業協会における検討状況も踏まえ、株式公開制度の見直しを行う。
- ③ 自己株式の取得及び保有に関する規制の見直しについて、商法をはじめ幅広い観点からの検討を促進する。

(5) 証券会社の適正な投資勧誘の推進

証券市場への円滑な資金供給を図る観点から、日本証券業協会を中心に、法令等についての照会制度の導入等により証券営業に関するガイドラインの充実、周知徹底を図り、証券会社の適正な投資勧誘の円滑な推進を図る。

(6) 金融機関による安易な益出しの抑制等

金融機関に対し、決算対策のための安易な益出しの抑制を要請し、併せて配当性向基準の適用の一時停止等の措置を講ずる。

(7) 先物取引の在り方の検討

現物・先物両市場の健全な発展を図る観点から、先物取引等に関し、市場管理、取引制度、商品性の在り方等について幅広く関係者の意見を聴きつつ検討する。

ている。

・社債発行限度規制の撤廃、受託制度の見直し等を柱とする社債関連法の改正については、法制審議会商法部会社債法小委員会において、次期通常国会へ改正法案を提出することを目的に改正要綱案の取りまとめに向けて集中的な審議を行っている。

なお、これまで実施された社債発行に係る諸手数料の引下げや社債の年限の多様化等を背景に、エクイティ・ファイナンスが困難な状況の下、国内一般事業債の発行が活発化しつつある（4月～8月の発行額は5,150億円で、前年同期比1.7倍）。引き続き社債市場における諸規制、諸慣行の見直し、撤廃を進めることとする。

・株式公開制度の見直しについては、東京証券取引所、日本証券業協会における検討の進捗を踏まえ、早期にとりまとめを行うべく鋭意検討中。

・自己株式の取得及び保有に関する規制のあり方については、会社法の改正検討事項の一つとして、法制審議会商法部会会社法小委員会において、既に検討を開始しているところであり、その審議の促進を図るべく努めている。

・現在、日本証券業協会を中心に、法令等についての照会制度の実施等に向け鋭意検討中。

・金融機関による安易な益出しの抑制等について、文書により各金融機関に要請した（8月21日）。

・先物取引の実情と問題点及びその対応策について幅広くヒアリングを実施しているところであり、この結果等を踏まえ、検討することとする。

決定事項	実施状況と今後の見通し
<p>(8) 証券関連税制の検討 証券関連の税制については、以上の諸措置及び税財政全体の関連を踏まえ、平成5年度税制改正の過程において検討する。</p> <p>11. 金融政策の機動的運営 内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。</p>	<p>・今回の総合経済対策に盛り込まれた諸措置及び税財政全体の関連を踏まえ、平成5年度税制改正の過程において検討する。</p> <p>・なお、利子・株式譲渡益課税のあり方については、昭和62年及び63年の改正の際の見直し条項を受け、現在、課税の適正・公平の確保の観点から、税制調査会において検討されているところである。</p> <p>・日本銀行は、7月27日の公定歩合引下げ（3.75%→3.25%、▲0.5%）も含めて、これまで5回にわたり公定歩合の引下げを行った。今後こうした金融政策の累積的効果が一層浸透していくことを期待しており、現在はその浸透状況を注視しているところである。</p>